

共 済 Timely

2020. 3

事務手続の関連書類

○共済タイムリーは来年度から発行いたしません。
事務手続等の連絡事項等につきましては、和歌山支部HP「事務担当者専用ページ」の「支部から事務担当者の皆さまへのお知らせ」に各班から随時掲載させていただきます。

事務担当者専用ページパスワード

ユーザー名 : wakayama30

パスワード : kinokuni19 (R2 年 6 月まで)

Kinokuni20 (R2 年 7 月から)

発行 公立学校共済組合和歌山支部
和歌山市小松原通 1 - 1 南別館 6 階
<https://www.kouritu.or.jp/wakayama/index.html>

◆年度末・年度始めの主な事務手続

- 組合員（本人のみ）の公立学校共済組合資格取得・資格喪失に必要な書類 P 2
- 退職者等に係る「組合員証等」の返納についてのお願い P 3 ~ P 5
- お願い 組合員証・被扶養者証貼付用紙（年度末退職者用） P 5
- （参考）組合員異動報告書を受理後、「組合員資格喪失証明書」を交付する方に P 6 ~ P 7
「退職後の医療制度への加入」「退職後の年金制度への加入」の案内文
- 令和元年度末退職者に係る任意継続組合員申出書等の案内 P 8
- 被扶養者の扶養状況（収入等）に変わりはないですか P 9
- 令和元年度末に扶養手当の受給が終了する被扶養者の手続 P10
（提出期限に注意願います。）

◆注意事項

- 短期給付金の未請求の確認 P11
- 令和2年度人間ドックの受診年齢該当者の事前情報 P12
- 令和2年4月からの介護保険の掛金率（変更） P12

お問い合わせ先

公立学校共済組合和歌山支部（和歌山県教育庁 給与福利課内）

- 経 理 班 TEL 073-441-3710 073-441-3713
- 医療給付班 TEL 073-441-3712
- 年 金 班 TEL 073-441-3711

☆組合員(本人のみ)の公立学校共済組合資格取得・資格喪失に必要な書類☆

提出書類 事由	組合員・被扶養者申告書			年金加入期間等報告書	人事異動通知書(写)	組合員証(注1)	年金受給権者再就職届書(注2)	組合員転入届書(注3)	組合員転出届書	勤務記録カード(簿)(写)(注4)	退職届書(注5)	履歴等証明願(注6)	年金改定請求書等(注7)
	組合員資格取得届書	組合員異動報告書	記載事項変更申告書										
1 資格取得													
新規採用	●			●	●								
年金(遺族は除く。)受給権者の再就職	●			●	●		●						
2 転入(下記の履歴がある者は転入となる。)													
他の共済組合(私立学校の共済は除く。) 地方職員共済組合(知事部局等) 市町村職員共済組合(市町村教育委員会等) 国家公務員共済組合(和大附属小学校等) 警察共済組合	●	引き続く場合↓		●	●		(●)	●					
他の都道府県 公立学校共済組合(他府県の公立学校等)	●	(●)		●	●	●	(●)	●					
3 退職													
退職者(下記以外)		●				●				●	●	●	
年金(障害・遺族は除く。)受給権者		●				●				●		●	●
4 転出(引続き下記共済組合へ加入の場合は転出となる。)													
他の共済組合(私立学校の共済組合は除く。) 地方職員共済組合(知事部局等) 市町村職員共済組合(市町村教育委員会等) 国家公務員共済組合(和大附属小学校等) 警察共済組合		●				●		●	●			●	
他の都道府県 公立学校共済組合(他府県の公立学校等)		●						●	●			●	
5 任命権者の変更による組合員証(職員)番号の変更(注8)			●		●	●							

- (注1) 他の都道府県の公立学校共済組合(以下、他支部という。)から転入の場合は他支部の組合員証を提出。
他支部へ転出する場合は転出先へ和歌山支部の組合員証を提出。
- (注2) 共済組合からの老齢給付・障害給付の受給者は、共済組合発行の年金証書を添付して提出。
他支部から引き続いて和歌山支部の資格を取得する場合は提出不要。
- (注3) 他共済等の履歴と和歌山支部の資格取得が引き続かない場合も提出。
- (注4) 60歳に達する日以後の年度末以降も引き続き組合員である者が退職する場合は、
60歳に達する日以後の年度末以降の分のみの提出。
- (注5) 「退職届書」の依頼は、原則「退職届書送付依頼票」(和歌山支部HPに掲載)をFAXで和歌山支部に送付。
- (注4,6) 和歌山市立幼稚園、美浜町立こども園、和歌山市立高等学校(全日制)、海南市立海南下津高等学校、
和歌山県立医科大学(紀北分院含む。)は提出不要。(勤務記録カード(簿)に代わり別途「履歴書」を依頼)
- (注7) 組合員異動報告書により確認し、所属所又は本人あてに和歌山支部より送付。
- (注8) 市町村費支弁職員が県費支弁職員となった場合や逆の場合等、職員(組合員証)番号が変更となった場合。
(例:市立海南高等学校⇔県立高校、和歌山県立医科大学⇔県立学校)

退職者等に係る「組合員証等」の返納についてのお願い

資格喪失後の「組合員証等」の返納は、「組合員異動報告書」(返納届け)により行っていただくことになっています。

年度末・年度当初の当該手続については、多量かつ一定の時期に集中しますので、事務処理を円滑に行うために下記のとおり、御協力をお願いします。

*組合員証等とは次の証のことです。

組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証

4月2日(木)までに所属所に提出させ、4月6日(月)までに共済組合へ提出(必着)

1 「組合員異動報告書」の記入例及び記入上の注意事項

No.	理由 事例	㊤資格喪失日	㊦「申告理由欄」の記入例
1	年度末退職	令和2年4月1日	令和2年3月31日 退職
2	臨時的任用期間が 3月30日に満了	令和2年3月31日	令和2年3月30日 臨時的任用期間満了
3	令和2年4月1日に 他府県の公立学校へ ・大阪府 尾崎小学校へ	令和2年4月1日	令和2年4月1日 大阪府 尾崎小学校へ (公立学校共済組合大阪支部) 注意:「組合員証等」は尾崎小学校へ提出
4	令和2年4月1日に 知事部局へ ・県、子ども未来課へ	令和2年4月1日	令和2年4月1日 県、子ども未来課へ (地方職員共済組合和歌山県支部)
	令和2年4月1日に 市町村教育委員会事務局へ ・和歌山市教育委員会教職員課へ	令和2年4月1日	令和2年4月1日 和歌山市教育委員会、教職員課へ (和歌山県市町村職員共済組合)
	・令和2年4月1日に 和歌山大学附属小学校へ	令和2年4月1日	令和2年4月1日 和歌山大学附属小学校へ (文部科学省共済組合和歌山大学支部)
	・令和2年4月1日に 国家公務員 ・文部科学省へ ・大阪大学へ	令和2年4月1日	令和2年4月1日 ・文部科学省本省へ(国家公務員共済組合) ・国立大学法人大阪大学へ(国家公務員共済組合)

※申告日及び所属所の証明日の日付は、上記㊤「理由発生日」以降の日付で記載してください。

2 「組合員資格喪失証明書」の交付

資格喪失後、国民健康保険等に加入する場合は「組合員資格喪失証明書」が必要になります。

「組合員異動報告書」の㊦①組合員資格喪失証明書の要否:必要にレ点を記入してください。

3 組合員証等の返納及び「組合員異動報告書」の提出(送付)手順

組合員証及び組合員被扶養者証を別紙「組合員・被扶養者証貼付用紙(年度末退職者用)」に貼付をお願いします、必ず、「組合員異動報告書」と同時に提出願います。

なお、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証は、組合員毎にまとめて、同封してください。

資格喪失後の医療機関等での受診についてのお願い

退職や人事異動により「健康保険証」が変わっている場合は、受診時に必ず「健康保険証が変わりました」と言って新しい「健康保険証」を提示してください。

4月当初、まだ新しい「健康保険証」が交付されていない時期での受診については、医療機関等の窓口で「健康保険証が変わり、今、新しい「健康保険証」の受付中で、交付されしだい持ってきます。」と伝え、必ず、新しい「健康保険証」を4月中に受診された医療機関等に提示してください。「診察券」のみの提示で、受診しないでください。

資格喪失後の受診に係る医療費について

「組合員証等」の返納が遅れていれば、たとえ医療機関等の誤った請求であっても、当共済組合は医療機関等へ支払わなければならない、当該医療費を元組合員に返還していただくことになりますので、「組合員証等」の早期返納をお願いします。

事例

- ① R2.4.1 (資格喪失日)



- ② R2.4.6 医療機関を受診 ③ R2.4.10 所属所に提出

- ・「組合員証等」
- ・「組合員異動報告書」

被扶養者取消申告後の手続

次の理由を除く全ての取消について、被扶養者用の「組合員資格喪失証明書」を交付し、所属所へ送付します。

- 就職等により、他の健康保険に加入した（被保険者となった）場合
- 主たる扶養者の変更により、配偶者（家族）等の被扶養者となる場合で「被扶養者取消申告書」に「新しい健康保険の被扶養者証」の写を添付して申告された場合

- 1 新しい健康保険への加入手続（交付した「組合員資格喪失証明書」を提出すること）
 - (1) 国民健康保険への加入（住所地の市区町村の国民健康保険担当課）
 - (2) 配偶者（家族）等の被扶養者となるための認定申告（配偶者（家族）等が勤務する職場の担当者に配偶者（家族）から申告）

- 2 受診中の医療機関等への新しい健康保険証の提示（必ず、健康保険証の変更を伝えること）

- 3 遡及取消となった場合の医療費等給付金の返還

資格喪失後に医療費等給付が行われている場合、当該給付金の返還請求は所属所長を通じ組合員に行われますので、同封の「振込依頼書」により、最寄の紀陽銀行本・支店から期限内に返還するよう（振り込むよう）、御指導願います。（必ず、紀陽銀行窓口で振り込み、その「控え」を大切に保管すること→次項4に必要）返還請求は取消申告書受理月から約3か月後に行います。

- 4 返還後の新しい健康保険への請求手続

組合員が共済組合へ医療費等給付金を返還した後は、当該「振込日」と「新しい健康保険への請求の有無」を共済組合に連絡することにより、請求時に必要な医療機関等から共済組合に請求された「診療報酬明細書（写）」（組合員も開封厳禁）を所属所へ（組合員あてに）送付します。

新しい健康保険への請求に要する書類

- ① 組合員への返還請求通知書の写
- ② 「診療報酬明細書（写）」（開封せずにそのまま提出）
- ③ 「振込金（兼手数料受取書）」（振り込んだ「控え」）

組合員証・被扶養者証貼付用紙 (年度末退職者用)

組合員

組合員証

被扶養者(配偶者用)

組合員被扶養者証(配偶者)

被扶養者

組合員被扶養者証

被扶養者

組合員被扶養者証

被扶養者

組合員被扶養者証

被扶養者

組合員被扶養者証

注意

- 1) 組合員異動報告書と同時に提出してください(組合員別に貼付)
- 2) セロテープでしっかりと貼付してください

組合員証番号	
所属所コード	
所属所名	
被扶養者証貼付枚数	枚

「組合員異動報告書」を受理後、「組合員資格喪失証明証」を交付する方に、P6～P7に記載の案内文を同封していますので、参考にしてください。

組合員の資格を喪失された方へ

組合員資格を喪失した方は、下記の「医療保険制度」及び「年金制度」に加入する手続きを行ってください。

なお、加入手続きに際しましては、同封の「組合員資格喪失証明書」を利用してください。

記

1 退職後の医療保険制度への加入

組合員が退職したことにより、その翌日から公立学校共済組合和歌山支部の被保険者としての資格を喪失することになります。

国内に居住する者はすべて何らかの医療保険制度に加入することとなっていますので、退職後（組合員資格喪失後）は、必ずいずれかの医療保険制度に加入しなければなりません。（これを「国民皆保険制度」といいます。）

つきましては、（１）又は（２）のとおり手続きを行ってください。

その手続きを行う際、同封の「組合員資格喪失証明書」を提出してください。

（１）再就職をしない・再就職先に医療保険制度が無い場合

ア 国民健康保険に加入するとき・・・手続きは、住所地の市区町村役場の国民健康保険担当窓口で行ってください。

イ 家族の加入する健康保険の

被扶養者になるとき・・・・・・手続きは、家族の就職先の担当者に家族から行ってください。

（２）再就職する場合

手続きは、就職先の健康保険担当窓口で行ってください。

2 退職後の年金制度への加入

次頁を参照し手続きをしてください。

もしこの手続きを怠った場合、将来の年金が減額される場合もありますので忘れないようお願いします。（次ページの図式参照）

担 当 班

医療給付班 073-441-3712

年 金 班 073-441-3711

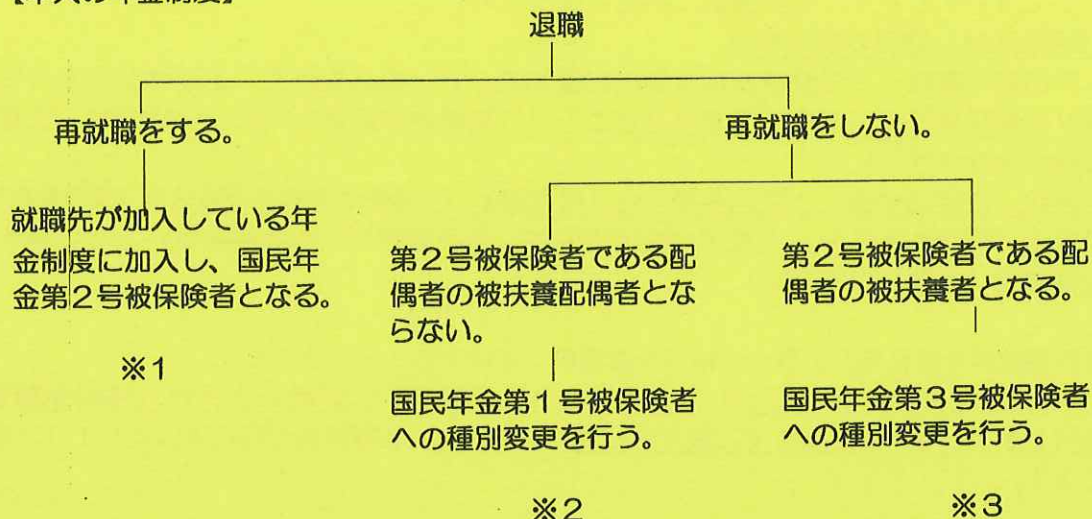
退職後の年金制度への加入

退職後は、必ず公的年金制度に加入が必要です。

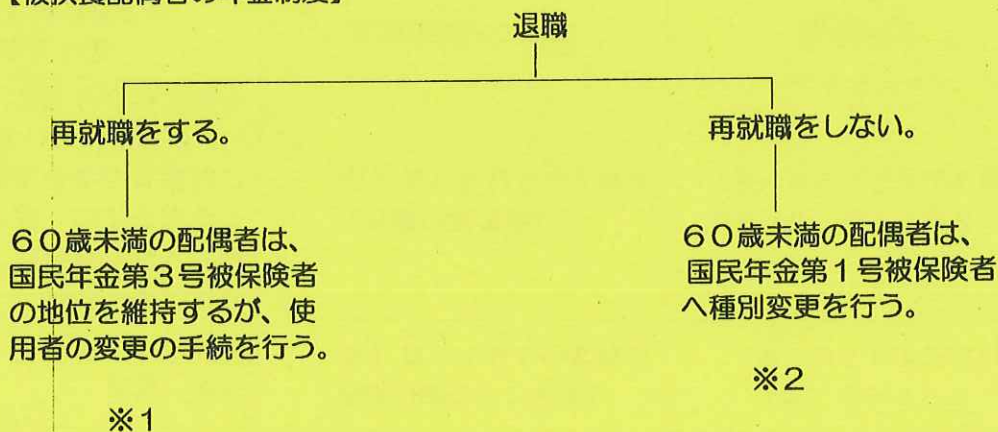
- ① 国民年金は、20歳から60歳までは強制加入となっていることから、60歳未満で退職したときは、国民年金の加入の手続をしなければなりません。
- ② 配偶者が被扶養配偶者として国民年金の第3号被保険者となっていたときは、組合員本人が退職することによって第3号被保険者の資格を喪失しますので種別変更の届出が必要となります。

☞ これらの手続を怠ると、将来、年金を受けられない場合もありますので、注意が必要です。

【本人の年金制度】



【被扶養配偶者の年金制度】



※1 再就職先で手続が必要です。

※2 お住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口か、もしくは最寄りの日本年金機構の年金事務所で手続が必要です。

※3 配偶者の就職先で手続が必要です。

種別	該当者
第1号被保険者	日本国内に住んでいる自営業者、農林漁業者、学生などで第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれにも該当しない20歳以上60歳未満の者
第2号被保険者	公務員、会社員など共済組合の組合員や厚生年金保険の被保険者
第3号被保険者	共済組合の組合員や厚生年金保険の被保険者（第2号被保険者）に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の者

令和元年度末退職者に係る任意継続組合員申出等の案内

退職後、任意継続組合員証等の交付を速やかに行うため、下記のとおり受付を行っています。

令和2年3月31日に退職を予定している方で、任意継続組合員となることを希望する方（最後「注意」参照）は、「通常受付」期限内に手続を行ってください。

なお、申出を行った（行う）方は、次のことについて、注意してください。

○「事前受付」期間の申出の方

- ・3月中旬に送付する「任意継続掛金等決定通知書」に記載された金額を「共済登録口座」に19日までに入金すること。（異なる「口座」に入金しないように要注意！「預金口座振替依頼書控」を確認）
- ・当該「決定通知書」を大切に保管すること。（来年の確定申告時に当該金額を「社会保険料」として申告するときの金額確認に必要となるため）

○「通常受付」期間の申出の方

- ・申出書受理後、「任意継続掛金等決定通知書」と「振込依頼書」を送付しますので、直ちに最寄りの紀陽銀行本・支店から振り込むこと。（期限内に振込みされない場合は、任意継続組合員資格がありません）
- ・当該「決定通知書」と振込を終えた「受取書」（「令和2年3月分振込金（兼手数料）受取書」）を大切に保管すること。（来年の確定申告時に当該金額を「社会保険料」として申告するときの金額確認に必要となるため）

任意継続組合員証等は、掛金の納付を確認後、交付することとなります。

「事前受付」期間に申し出た方で、3月23日に口座振替できなかった方は、「振込依頼書」を所属所に送付しますので、3月末までに振り込んでください。任意継続組合員証等は4月1日以降に自宅へ送付します。

○ 任意継続組合員申出書の受付期間等

区分	受付期間	掛金の納付期限等	任意継続組合員証等 送付予定日
事前 受付	令和2年1月15日（水） ～2月17日（月）必着	令和2年3月23日（月） （口座振替の期日）	令和2年3月末に、所属所へ送付（所属所において交付） 口座振替で掛金を納入できず、3月末までに「振込依頼書」で納入された場合は、4月1日以降に自宅へ送付
通常 受付	令和2年4月1日（水） ～4月10日（金）	令和2年4月17日（金） （振込による納付期限）	令和2年4月下旬 自宅へ郵送

○ 提出書類

- （1）任意継続組合員申出書
- （2）預金口座振替依頼書（「通常受付」期間の申出にも必要です。用紙は医療給付班あてFAXにより請求してください。）

注意

- * 再任用（フルタイム勤務）・県費負担教職員及び市費負担教職員の臨時的任用職員（令和2年4月1日改正）の場合は、現在の組合員資格を継続しますので、希望している方は、任意継続組合員の申出をする必要がありません。
- * 再就職先で健康保険等の資格を得ることができる場合は、そちらが優先されます。
- * 家族の被扶養者になることを検討されている方は、家族の被扶養者としての要件を備えているかを確認し、被扶養者として認定されない場合に、任意継続組合員の申出を行うようにしてください。

被扶養者の扶養状況(収入等)に変わりはないですか？

毎年、3～4月に、次のような事項(取消事由)が多数発生しますので、今一度、状況確認をお願いします。
要件を欠いたときは、ただちに、被扶養者の取消申告(被扶養者証の返納)を行ってください。

No.	取消事由	取消日	添付書類
①	就職した場合 (パート等で勤務し、扶養手当の受給者であるが、「健康保険証」を交付されたときも含む)	他の健康保険に加入した日	・健康保険証(写) 注2) お願い 参照
②	公的年金受給者の収入が、年額180万円以上となった場合	年金等の改定額通知書を受領した日	・公的年金等の年金額改定通知書(写)
③	個人年金受給見込額130万円以上	年金の受給日	・個人年金支払金額通知書(写) (支払開始日と年額が記載されたもの)
④	雇用保険を受給した場合 (日額3,612円以上)	その支給開始日	・雇用保険受給資格者証(写)
⑤	同居を要件とする者が別居した場合	転居日の翌日	・住民票謄本(写) (組合員と別居した日が記載されたもの)
⑥	パート・アルバイト等の賃金等が3か月連続して108,334円以上支給された場合	賃金等が翌月払・・・3か月目の賃金等支払日の翌日 賃金等が当月払・・・4か月目の初日	○所得限度額超過及び事実発生日を確認できる書類(写) ・雇用(勤務)形態及び給与支払(見込)額証明書 ・上記を提出できない場合は、給与明細書(写) ・雇用契約書(写)等 注) 給与明細書等の紛失等に替わる書類として、通帳の(写)は不可
⑦	パート・アルバイト等の賃金等が累積130万円以上となった場合	130万円以上となった賃金等の支払日の翌日	
⑧	パート・アルバイト等の雇用契約書等で、年額130万円(月額108,334円)以上の給料が支給されることが明らかな場合	雇用日	
⑨	事業所得、農業所得等により130万円以上の収入となった場合	確定申告を行った日(写に税務署の受付年月日が押印されている)又は、郵送の場合は申告日	・確定申告書及び収支内訳書等(写) (控除対象となる「必要経費」は扶養手当の認定に準じる)
⑩	子の扶養替えの場合 (夫婦共同扶養の者)	扶養事実の消滅した日 (配偶者が主たる扶養者となった日)	○両者が公立学校共済組合和歌山支部組合員の場合・・・不要 ○配偶者が、公立学校共済組合和歌山支部組合員でない場合・・・扶養替の事由が確認できる書類(写) ・配偶者の健康保険認定後の「被扶養者証」(写)等

注1) ⑥⑦⑧で、公的年金受給者の場合、公的年金の額を含む年額は180万円、月額は150,000円に読み替える。

注2) 遡及取消となった場合の被扶養者証を使用して受診していた医療費について

被扶養者の資格喪失日以降、被扶養者証の回収日(「被扶養者取消申告書」の所属所受付日)前の受診に係る医療費等について、組合員に返納していただくことになります。

お願い：① 就職(就職先の健康保険の資格を得た場合)による取消の場合

- ア 被扶養者取消申告書
- イ 被扶養者証
- ウ 就職先の健康保険証の(写)

左記 アウ の書類が揃ってから医療給付班に提出してください

ウの提出(交付)が遅い場合

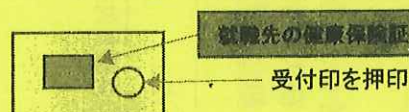
先に組合員に アとイ を提出してもらってください。(所属所受付印押印)

ウが提出されたら、余白に受付印を押印してください。 →

20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の収入超過・離婚・死亡による取消の場合
「国民年金第3号被保険者資格喪失届書」も同時に提出してください。

【就職先の健康保険証の(写)作成の仕方】

A4サイズ(横)の中央付近に横向きにコピー



令和元年度末に扶養手当の受給が終了する被扶養者の手続

次に該当する場合は、令和2年4月1日以降に手続が必要です。

- (1) 被扶養者が、平成9年4月2日から平成10年4月1日生まれの方は、今年度末で扶養手当の受給が終了となります。
- (2) 組合員が退職し再任用された場合は、扶養している者に対し扶養手当が支給されなくなります。

区分	理由	提出書類	提出期限
・被扶養者の要件を欠く場合 (取消申告)	・就職先の健康保険に加入したため ・認定所得限度額以上の収入を得ることとなったため	・被扶養者取消申告書 ・被扶養者証 (「就職先の被保険者証」の交付が遅くなる場合は、「被扶養者取消申告書」「被扶養者証等」を先に受けておくてください。	・就職先の健康保険者証、共済組合員証等(写) ・契約書等(写) 又は給与支払(見込)額証明書「雇用(勤務)形態及び給与支払(見込)額証明書」別紙様式第2号(勤務形態、収入が確認できるもの) 令和2年4月24日(金)《必着》
・引き続き被扶養者の要件を備える場合 (継続認定申出) 普通認定 ↓ 特別認定	・大学(院)、各種・専修学校の学生で就労できない又は定時制、通信制、聴講生等の学生であり、収入(アルバイト等)が認定所得限度額内のため ・負傷その他の理由により就労できない、収入(アルバイト等)が認定所得限度額内のため ・配偶者又は義務教育未修了者	・被扶養者継続認定申出書 ・扶養の申立書 ・令和2年度(令和元年度)の市区町村発行の課税(所得)証明書(必要に応じて) ・確定申告書(写) ・給与支払(見込)額証明書「雇用(勤務)形態及び給与支払(見込)額証明書」別紙様式第2号(勤務形態、収入が確認できるもの) ・夫婦共同扶養の場合、組合員及び配偶者の令和2年度(令和元年度)の課税(所得)証明書、確定申告書(写)(配偶者の収入額注意)	令和2年7月17日(金)《必着》 (市区町村で、令和2年度(令和元年度)の課税(所得)証明書が発行されるようになってから提出してください。)

注1) 現在、特別認定されている被扶養者が、就職等により被扶養者の要件を欠いた場合も上記と同様、直ちに取消申告を行ってください。

注2) 現在、特別認定されている被扶養者が、4月1日以降も引き続き要件を備えている場合は、9月頃に「特別認定資格確認調査」を行いますので、ご協力願います。

注3) 県費負担教職員(県人事給与対象の組合員)は、「認定取消」、「普通認定(扶養手当受給)」⇔「特別認定(扶養手当受給無)」等の変更があった場合、県の人事給与登録についても「基本入力報告書」により変更してください。

短期給付金の未請求の確認

次の短期給付金は、請求が必要です。

短期給付金を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2年間請求しないときは、時効により消滅しますので、御注意ください。

給 付 事 由		法定給付	附加給付
病気・ 負傷	組合員又は被扶養者が病気や負傷したとき ・ 治療用装具の購入 ・ 弱視等治療用眼鏡の購入（9歳未満の小児）等	・ 療養費 ・ 家族療養費 ・ 移送費 ・ 家族移送費	
出産	組合員又は被扶養者が出産したとき	・ 出産費 ・ 家族出産費	・ 出産費附加金 ・ 家族出産費附加金
出産 休業	1年以上組合員であった方が退職後6か月以内に 出産したとき	・ 出産手当金	
死亡	組合員又は被扶養者が死亡したとき	・ 埋葬料 ・ 家族埋葬料	・ 埋葬料附加金 ・ 家族埋葬料附加金
	水震火災その他の非常災害により、組合員又は 被扶養者が死亡したとき	・ 弔慰金 ・ 家族弔慰金	
退職 等	組合員が公務によらない病気又は負傷のため 勤務することができず、給料が減額あるいは支 給されないとき	・ 傷病手当金	・ 傷病手当金附加金
	組合員が欠勤し、給料が支給されないとき	・ 休業手当金	
	組合員が育児休業をとり、給料が支給されない とき	・ 育児休業手当金	
	組合員が介護休業をとり、給料が支給されない とき	・ 介護休業手当金	
災害	水震火災その他の非常災害により、住居・家財 に一定の損害を受けたとき	・ 災害見舞金	

令和2年度人間ドックの受診年齢該当者（3日・1日コース）の事前情報

以下の指定年齢組合員が受診該当者となります。

受診希望者は申込みが必要です。新年度に各所属所から申込みをお願いします。

● 3日コース及び1日コース（対象：定年退職予定者）

該当年齢	生 年 月 日
60 歳	昭和 35 年（1960）年 4 月 2 日 ～ 昭和 36 年（1961）年 4 月 1 日生
63 歳	昭和 32 年（1957）年 4 月 2 日 ～ 昭和 33 年（1958）年 4 月 1 日生

自己負担額 15,000 円（3日コース）、10,000 円（1日コース）

● 1日コース受診年齢該当者

該当年齢	生 年 月 日
35 歳	昭和 60 年（1985）年 4 月 2 日 ～ 昭和 61 年（1986）年 4 月 1 日生
40 歳	昭和 55 年（1980）年 4 月 2 日 ～ 昭和 56 年（1981）年 4 月 1 日生
43 歳	昭和 52 年（1977）年 4 月 2 日 ～ 昭和 53 年（1978）年 4 月 1 日生
46 歳	昭和 49 年（1974）年 4 月 2 日 ～ 昭和 50 年（1975）年 4 月 1 日生
49 歳	昭和 46 年（1971）年 4 月 2 日 ～ 昭和 47 年（1972）年 4 月 1 日生
52 歳	昭和 43 年（1968）年 4 月 2 日 ～ 昭和 44 年（1969）年 4 月 1 日生
55 歳	昭和 40 年（1965）年 4 月 2 日 ～ 昭和 41 年（1966）年 4 月 1 日生
58 歳	昭和 37 年（1962）年 4 月 2 日 ～ 昭和 38 年（1963）年 4 月 1 日生
61 歳	昭和 34 年（1959）年 4 月 2 日 ～ 昭和 35 年（1960）年 4 月 1 日生
64 歳	昭和 31 年（1956）年 4 月 2 日 ～ 昭和 32 年（1957）年 4 月 1 日生

自己負担額 10,000 円

留意事項

- ・詳細については、所属所あて通知します。
- ・その他の健診事業については、新年度、所属所あてお知らせします。
- ・上記の指定年齢該当者であっても、退職や異動等により新年度に組合員資格を喪失している場合及び前年度に人間ドック（3日・1日コース）を受診している再任用組合員の申込みはできません。
- ・人間ドックを受診することにより、定期健康診断に代えることができます。

令和2年4月からの介護保険の掛金率（変更）

介護保険の掛金率が引上げの予定です。

40 歳以上 65 歳未満の組合員が対象です。

現行 (令和2年3月まで)	改定後 (令和2年4月から)
6.75	7.49 (+0.74)

【掛金率の改定による掛金額の例】

標準報酬月額 41 万円

標準期末手当等 80 万円

		令和2年3月まで	令和2年4月から	負担額の差
介護保険	標準報酬月額からの介護掛金額（月額）	2,767 円	3,070 円	+ 303 円
	標準期末手当等からの介護掛金額	5,400 円	5,992 円	+ 592 円